

# 横浜市記者発表資料

平成30年12月7日  
総務局人事課

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 事件の概要

平成30年2月21日（水）の閉庁時間後、鶴見区総務部戸籍課において、交付前の個人番号カード78枚及び個人番号カード交付用端末1台の盗難被害が発生した。

### 2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
鶴見区	事務職員	50代	戒告
緑区	事務職員	50代	減給10分の1 6箇月
鶴見区	事務職員	50代	減給10分の1 3箇月

※本処分については、平成30年12月14日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005